

第1章 全体像

1. 土地利用計画の方針	6
1-1. 土地利用の方針	6
1-2. 都市計画交通施設の配置の方針	10
1-3. 都市計画公園の配置の方針	11
2. テーマ別まちづくり方針	12
2-1. 多彩な魅力と活力を備えたまちづくり	13
2-2. 環境にやさしい、みどり豊かなまちづくり	18
2-3. 地域で守り育てる景観まちづくり	23
2-4. 災害に強いまちづくり	27
2-5. 人にやさしいまちづくり	30

① 土地利用計画の方針

将来構想に示す「土地利用の方向性」を踏まえ、都市計画分野における方針を示します。

1-1. 土地利用の方針

効率的な経済活動と良好な住環境の維持・形成を図るため、同じ用途の建物を集約するとともに、互いの環境を尊重しつつ、住宅・店舗・町工場などの複数用途の建物が共存した利便性の高い市街地環境の形成を図るなど、都市計画を中心とした土地利用の方針を示します。

取り組むべき方向性

【施策体系】

(1) 臨海区域

1) 工業・流通業務を主体とする地区の方針

① 工業・流通業務地区

2) 商業・業務を主体とする地区の方針

① 広域商業業務地区

(2) 都市区域

1) 商業・業務を主体とする地区の方針

① 広域商業業務地区

② 生活商業業務地区

2) 住宅を主体とする地区の方針

① 住環境保全地区

② 住宅・産業共存地区

3) 農業連携を主体とする地区の方針

① 農地を主体とする地区

② 農業との連携を誘導する地区

(3) 田園区域

1) 農業振興を主体とする地区の方針

① 農地を主体とする地区

② 農地・集落地共存地区

③ 農業との連携を誘導する地区

(4) 山間区域

1) 自然を主体とする地区の方針

① 樹林地を主体とする地区

② 河川沿いの集落地



(1) 臨海区域

1) 工業・流通業務を主体とする地区の方針

工業・流通機能を集約することにより、効率的な操業環境の形成を図ります。また産業構造の変化を見据えつつ、産業振興施策との一体的な施策展開のもと、工業・流通機能の維持・増進を図ります。

①工業・流通業務地区

流通・業務ゾーンは、広域連携軸近辺及び海辺の立地条件を活かし、緑化や景観に配慮した工業拠点として、工業・流通機能の集積を図ります。



岸之浦町（岸和田市貝塚市クリーンセンター）

2) 商業・業務を主体とする地区の方針

文化交流や産業・観光振興施策との一体的な施策展開のもと、海辺の立地環境と地域の歴史・文化資源等を活かした広域的な商業・業務地の形成を図ります。

①広域商業業務地区

岸之浦地区の**交流・集客ゾーン**においては、海辺の立地環境を活かした交流・集客機能の集積を図ります。

交流・集客ゾーンの港緑地区においては、鉄道駅近辺、広域連携軸沿道の交通利便性と海辺の立地環境を活かし、文化交流・商業・業務機能の集積を図り、**歴史文化ゾーン**及び**都市中枢ゾーン**との相乗効果を高める広域的な交流・集客地の形成を図ります。

(2) 都市区域

1) 商業・業務を主体とする地区の方針

産業・観光振興施策との一体的な施策展開のもと、地域の歴史・文化資源等を活かした広域的な商業・集客・交流機能の集積を図ります。

鉄道駅周辺や幹線道路沿道については、日常生活の利便性を高める商業・サービス業機能の集積を図ります。

①広域商業業務地区

岸和田駅周辺の商店街を中心とする**都市中枢ゾーン**においては、鉄道駅と広域連携軸近辺の立地条件を活かしながら、**歴史文化ゾーン**及び**交流・集客ゾーン**との相乗効果を高める回遊性と滞在機能を備えた商業・業務地を形成します。

都市中枢ゾーンや**生活文化ゾーン**、**都市交流ゾーン**をつなぐ広域連携軸の国道26号沿道は、交通利便性を活かした沿道型の商業・業務機能の集積を図ります。

②生活商業業務地区

鉄道駅周辺は、日常生活の利便性を高めるため、都市基盤の整備を進め、商業・業務・居住等の都市機能が集積した土地利用を誘導します。

地域連携軸を中心に幹線道路沿道は、交通環境や景観、周辺の住環境に配慮しながら、商業・サービス業機能等の誘導を図り、日常生活の利便性を高める土地利用を進めます。

2) 住宅を主体とする地区の方針

住宅まちづくり施策との一体的な施策展開のもと、高齢者世帯や子育て世帯などの家族形態や、ライフスタイルに応じた多様な住宅地を形成するとともに、地域の自然や歴史、文化資源等を活かした魅力的な住環境の維持・形成を図ります。

地区計画等の活用を通して、良好な住環境や周辺と調和のとれたまちなみづくりを目指します。

①住環境保全地区

風致ゾーンや**歴史的風土ゾーン**、**みどりの交流ゾーン**を中心とする丘陵部の低層住宅地は、用途の混在のない低密度な土地利用を誘導するとともに、地域の自然や歴史、文化資源を活かした情趣豊かな景観を保全し、良好な住環境を保全・形成します。

②住宅・産業共存地区



都市中枢ゾーンや**都市交流ゾーン**を中心とする鉄道駅近辺は、商業・業務など都市機能の集積を図るとともに、地域福祉を考慮した快適なまちなか居住の形成を目指します。高層住宅については、周辺と調和した環境形成を誘導し、魅力ある住環境を保全・形成します。

生活文化ゾーンをはじめとする住宅・産業共存地区では、**行遇町**住宅や町工場、日常の生活を支える商業・サービス業機能が共存する利便性の高い生活環境を形成します。

地域の特性に応じた生活環境の保全・形成を図るため、住民による周辺に調和した建物の誘導や緑化等に関するルールづくりを支援します。

歴史文化ゾーンは、歴史、文化資源を活かした情緒豊かな景観を保全し、住宅と店舗などの施設が共存した回遊性と滞在機能を備えたまちづくりを目指します。

工場の移転などにより土地利用の変化が見られる地区については、周辺地域への影響に配慮しつつ、用途地域の変更や地区計画の活用などにより、適正な土地利用を誘導します。

3) 農業連携を主体とする地区の方針

丘陵部の農地を主体とする地区では、農業振興施策との一体的な施策展開のもと、農地の保全・活用に努めるとともに、周辺の住環境との調和を図ります。

①農地を主体とする地区

農業振興ゾーンを中心とした農業基盤整備を実施するなど生産性の高い集団農地を形成している地区は、今後とも農地としての保全を図ります。

農地は、市街地内の貴重な緑地空間として、また公害や災害を緩和するなどの機能を積極的に評価し、その保全と活用を図ります。このため、市街化区域内の集団農地については、生産緑地の指定などにより保全を図ります。

②農業との連携を誘導する地区

みどりの交流ゾーンの泉州山手線延伸については、長期的な課題として、関係機関との協議・調整に取り組みます。

泉州山手線の延伸に応じて、その沿道周辺を広域連携軸が担うべき都市機能や地域資源を活かした都市と農業が融合するエリアとして、長期的に整備・形成を図ります。

将来構想と整合が図られ、周辺の環境と調和した都市的土地利用については開発許可制度及び市街化調整区域における地区計画のガイドライン等により、開発行為の適正な規制・誘導を行います。

(3) 田園区域

1) 農業振興を主体とする地区の方針

丘陵部を中心に広がる田畑・果樹園や集落地で構成される田園区域では、農業振興施策との一体的な施策展開のもと農地の保全・活用を図ります。このため、地域の資源を活用する地域拠点を計画的に形成するとともに、市街化調整区域においては無秩序な市街地拡大を抑制しつつ、地域の特性に応じた生活環境の更新と周辺地域と調和した開発行為の誘導を図ります。

①農地を主体とする地区

農業振興ゾーンの田畑や**里山ゾーン**の果樹園など農地を主体とする地区は、都市近郊の農作物生産地として、また貴重な緑地空間としての機能を積極的に評価し、その保全と活用を図ります。

農業基盤整備を実施するなど、生産性の高い集団農地を形成している地区は、今後とも農地としての保全を図ります。

②農地・集落地共存地区



積川町

農業振興ゾーン及び**里山ゾーン**における集落地は、周辺環境と調和を図り、低密度な土地利用を誘導するとともに、生活環境の改善及び農業用水や河川の水質保全を図るため、地域の実情を踏まえながら生活基盤の整備を進めます。

既存集落地のコミュニティの維持を図るため、周辺の土地利用との調和と環境の保全を原則としつつ、社会情勢や地域特性を総合的に勘案し、市街化調整区域における地区計画のガイドラインや区域・目的・予定建築物等の用途などを限定した条例等の活用により、開発行為の適切な規制・誘導を行います。

整備済の地域連携軸沿道や広域連携軸の阪和自動車道インターチェンジ付近においては、地域経済の活性化を目的とする施設の立地について、市街化調整区域における地区計画のガイドライン等の活用により、適切な規制・誘導を行います。

③農業との連携を誘導する地区

広域連携軸の国道170号と地域連携軸の岸和田中央線の結節点に位置する**里の中核ゾーン**は、隣接する教育機関や自然や農地を活かした地域拠点を形成するため、商業・工業・住宅系用途地域を配置するとともに、地区計画等の活用により、周辺環境と調和したきめ細やかな土地利用の誘導を進めます。

(4) 山間区域

1) 自然を主体とする地区の方針

山地部に広がる樹林地、河川沿いの集落地で構成される山間区域では、無秩序な市街地拡大を抑制しつつ、関係施策との一体的な施策展開のもと自然環境の保全・活用を図ります。

①樹林地を主体とする地区

森林ゾーンの樹林地は、水源涵養機能を有するとともに、動植物の生息地であり、また個性ある景観形成の重要な要素となることから、本市の貴重な資源として維持・保全します。

特に重要な樹林地などについては、国定公園、保安林、近郊緑地保全区域などの活用により、保全を行います。

国定公園や隣接する野外キャンプ場周辺の樹林地の維持・保全、またごみのポイ捨て、不法投棄の防止などにより、自然とふれあう環境の維持・形成を進めます。

②河川沿いの集落地

森林ゾーンの河川沿いは、災害を防止し、安全性を確保していくため、土砂災害の恐れのある地区では、地層・地盤・水脈等の自然的条件を踏まえた対策を講じるとともに、建築物の立地抑制など適正な土地利用の誘導を図ります。

河川周辺地域のごみの不法投棄防止などにより、良好な住環境を保全するとともに、動植物が生息でき、自然とふれあう水辺環境の維持・形成を目指します。



大沢町（いよやか郷）

1-2. 都市計画交通施設の配置の方針

経済活動、地域間の連携を支え、人のつながりなど多様な都市活動を支える機能を担う「都市計画交通施設」の配置に係る方針を示します。

(1) 都市計画道路

都市計画道路は骨格となる交通ネットワークを形成することから、自動車交通の円滑化と歩行者等の安全性確保、災害時の緊急輸送道路の確保、バス交通の運行サービスの拡充など、現在及び将来の交通需要に対応するため、広域的な連携を見据えつつ、既存ストックを活用しながら道路の段階構成*を検討し、道路網の形成を推進します。

都市計画道路網の変更を行う場合は、各路線の機能を踏まえながら、相互接続するよう配置します。

用語解説 道路の段階構成

宅地周辺の生活道路から区画道路、補助幹線道路、幹線道路、主要幹線道路というように、段階的に、より幅員が広く、より走行機能と交通処理機能を持った道路へ展開することにより、道路網全体の交通機能が向上するとともに、生活道路、区画道路では通過交通の排除や良好な住環境の保全が可能となります。

このため道路網を適正に形成するためには、周辺の土地利用や地区特性を踏まえ、機能に応じた幅員構成や交差構造の検討を行うことが必要です。

◆都市計画道路の種類と機能

種 別	機 能	
自動車専用道路	広域的な自動車交通の用に供する道路	
幹線街路*	主要幹線街路*	主として都市間交通や重要な拠点間の交通を集約して処理する道路
	都市幹線街路*	主として都市内の各地区や主要な施設間の交通を集約して処理する道路
	補助幹線街路*	主として主要幹線街路または都市幹線街路に囲まれた区域内の交通を円滑に集散させる道路
区画街路*	主として街区内の交通を集散させる道路	
特殊街路*	歩行者・自転車道など自動車以外の利用に供する道路	

* 街路：都市内における道路のこと。都市計画道路は、円滑な都市交通と良好な都市環境を形成する目的を有していることから、街路と表現される。

(2) 都市計画都市高速鉄道

安全、円滑で環境負荷の少ない交通を実現するため、幹線道路と鉄道の立体交差化のための適正な手法を検討し、必要に応じて都市計画に定めます。

(3) 都市計画駐車場

駐車施設の附置に関する条例等の規制・誘導手法を適正に運用するとともに、交通結節点である駅周辺地区については、公共交通との連携などを踏まえながら現在及び将来の施設需要を見据え、必要に応じて自動車駐車場・自転車駐車場を都市計画に定めます。

1-3. 都市計画公園の配置の方針

憩いと潤いある市街地空間の形成、みどりの保全や災害発生時の避難場所の確保、スポーツ・レクリエーション需要への対応、良好な景観形成、多様な動植物生息環境の確保といった機能を担う「都市計画公園」の配置に係る方針を示します。

(1) 都市計画公園

都市計画公園は、総合的にみどりの将来像を示す「緑の基本計画」との連携のもと、都市計画の地域制緑地制度（風致地区、生産緑地地区、地区計画等）や、都市計画以外の各種公園・緑地制度の活用を図りつつ、地域の特性と公園の持つ多様な機能を踏まえながら配置します。

都市計画公園の配置計画の変更を行う場合は、各公園の設置目的*を踏まえ、地域及び市域全体での機能バランスに配慮した配置とします。

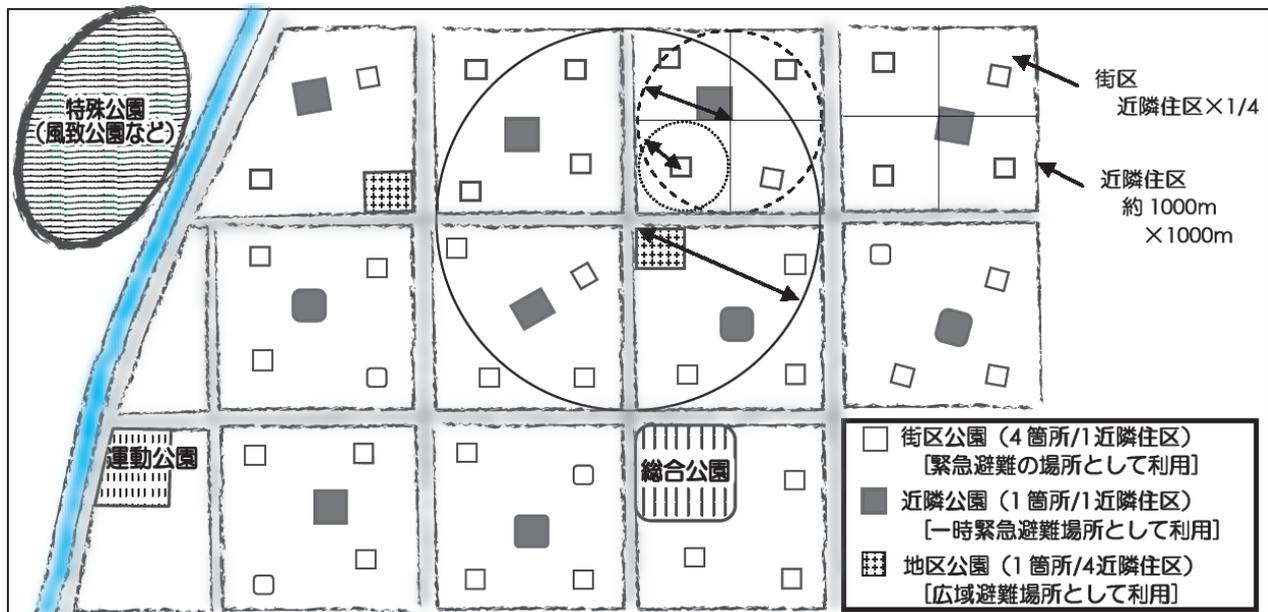
用語解説 公園の設置目的

公園は、設置目的に応じて、さまざまな機能を分担しています。
 このため都市計画公園は、周辺の土地利用や地区特性を踏まえ、各公園が分担すべき機能を明確にし、配置を検討することが必要です。

◆主な都市計画公園の種別と設置目的

種類	種別	設置目的
住区基幹公園	街区公園	主に街区内に居住する者が利用 災害時には、緊急避難の場所として利用
	近隣公園	主に近隣住区内に居住する者が利用 災害時には、一時緊急避難場所として利用
	地区公園	主として徒歩圏内で居住する者が利用 災害時には、広域避難場所として利用
都市基幹公園	総合公園	主として市民が休息、観賞、散歩、遊戯、運動等に利用 災害時には、広域避難場所として利用
	運動公園	主として市民が運動に利用 災害時には、広域避難場所として利用
特殊公園		風致公園、歴史公園など
広域公園		府民がレクリエーション等に利用

◆主な都市計画公園の配置模式図



② テーマ別まちづくり方針

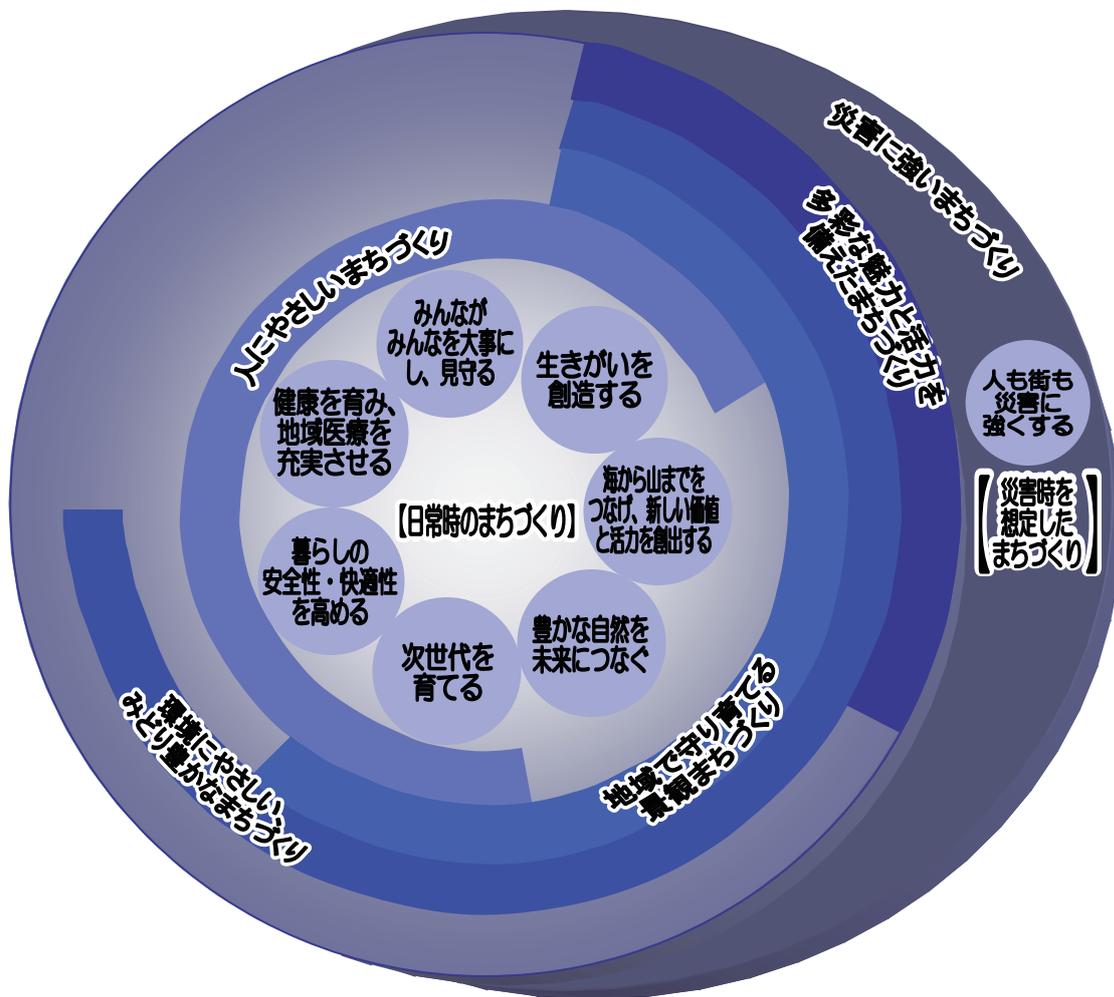
●まちづくりテーマの設定

将来構想を実現していくため、都市計画分野を中心とする5つのまちづくりのテーマに着目し、それらの施策の方針を「テーマ別まちづくり方針」として示します。それぞれのまちづくりテーマに対して、土地利用、交通、産業、環境、福祉、住宅施策等さまざまな分野による一体的な施策展開が必要であり、さらに市民・事業者・行政の関わりが重要となります。

●将来構想とまちづくりテーマとの関連性

テーマ別のまちづくりの方針は、将来構想を総括的に踏まえて構成していますが、そのうち基本目標【まちづくり編】とまちづくりテーマとの関連性を下図に示します。

■基本目標とまちづくりテーマとの関連性



凡 例	
まちづくりビジョン 将来構想	基本目標
都市計画マスタープラン 【テーマ別まちづくり編】	まちづくりテーマ

2-1. 多彩な魅力と活力を備えたまちづくり

本市は、山から海までの地形と生活文化が生んだ豊富な地域特性のもと、さまざまな産業と交流の場があります。この豊富な資源を活かし、多彩な魅力と活力を備えたまちづくりを進めます。

取り組むべき方向性

本市が、都市活力を持ち続けるためには、市内産業の活性化や就業機会の充実、また市内外の人々とのさまざまな交流の活発化が求められます。産業振興・観光振興・農業振興等の施策との一体的な施策展開のもと、多様な分野の産業と多様な交流が展開されるまちを目指します。

そのため、既存産業の振興を図りつつ、大学や企業等の交流連携を促進し、地域資源を活かした新たな取組や産業の育成を図るため、適切な土地利用の規制・誘導、市街地開発事業や地区計画等の活用を通して、拠点の形成・充実と、広域的交通網及び市域内交通網の充実を図ります。

【施策体系】

(1) 都市型産業の振興と交流のための拠点づくり

- 1) 工業拠点の形成
- 2) 都市拠点の形成
- 3) 地域拠点の形成
- 4) 生活拠点の形成

(2) 農林漁業の振興とふれあい環境づくり

- 1) 優良農地の保全と活用
- 2) 樹林地の保全と活用
- 3) 漁業資源の保全と活用

(3) 地域資源を活かした観光と交流の環境づくり

- 1) 歴史・伝統資源の保全と活用
- 2) 自然・スポーツ・文化資源の活用

(4) 交流と連携を高める交通網づくり

- 1) 広域的交通網づくり
- 2) 交流と回遊性を促進する交通網づくり

(1)都市型産業の振興と交流のための拠点づくり

国を越えて、また市内外から人や物、情報が集まり・行き交うことによって生まれるにぎわいや活力を持続・発展させていくために、産業振興や観光振興施策との一体的な施策展開のもと、産業と交流の振興に向けた拠点の形成やこれを支える都市基盤の整備を推進します。

1) 工業拠点の形成

臨海部の埋立地は、広域連携軸近辺及び海辺の立地条件を活かし、工業・流通機能の集積を図ります。岸之浦地区を中心とした緑地帯の形成や敷地内緑化の誘導により、工業拠点として、また働く場としての魅力向上を図ります。

また、ごみの減量やりサイクルに配慮した清掃工場の運営に取り組みます。

2) 都市拠点の形成

南海岸和田駅周辺の商店街、岸和田城周辺の観光資源、港緑地区の文化施設や商業施設などが相互に活性化しあい、一体的な都市拠点の形成を図ります。

ストリートファニーチャー（街路灯・舗装・看板等）の統一、歴史的まちなみの保全、沿道緑化や良好なまちなみの形成、ポケットパークの活用などにより、岸和田城周辺・南海岸和田駅周辺・港緑地区それぞれの空間演出と連続性を形成し、回遊性と滞在機能の向上を図ります。

駅前に立地する公共公益施設の建替えと併せて、都市機能の集積を図るとともに、地域福祉を考慮した快適なまちなか居住の環境づくりにも配慮し、本市の都市拠点として、にぎわいの創出を図ります。



かじやまち（中央商店街）

3) 地域拠点の形成

◇東岸和田駅周辺

JR 阪和線東岸和田駅周辺は、都市基盤の整備と併せ、商業・居住・公共公益サービス機能などの多様な機能を集積し、市民の交流活性化を図るとともに、安全性と利便性の高い地域拠点の形成を図ります。

公園などの公共施設と民有地におけるオープンスペースの融合により、ゆとりとにぎわいのある空間形成を図ります。

◇春木駅周辺

南海春木駅周辺は、都市基盤の整備と併せ、現状の商業・居住等の都市機能を再生し、公共公益サービス機能など多様な機能が集積した安全で利便性の高い地域拠点の形成を図ります。

また、地域の特色を活かした市民に親しまれる空間形成を図ります。

◇岸和田丘陵地区

広域連携軸の国道 170 号と地域連携軸の岸和田中央線の結節点に位置する岸和田丘陵地区は、都市近郊の立地条件、隣接する教育機関、周辺の起伏ある地形や農地を活かした地域拠点の形成を図ります。

周辺の農地、果樹園を活かし農業基盤整備を行うとともに、地域の農業や自然資源を加工・販売するなど第 1 次・第 2 次・第 3 次産業の連携や、人と自然の交流を大切にすゆとりある住宅地の形成など、周辺環境と連携・共存した土地利用を図ります。

広域連携軸の国道 170 号沿道の立地条件を活かし、市内外に岸和田の文化、名所、特産物を発信する交流機能の形成を図ります。

4) 生活拠点の形成

南海和泉大宮駅、蛸地蔵駅、JR 阪和線久米田駅、下松駅の鉄道駅周辺は、都市基盤の整備と併せ、商業・医療・サービス業・居住等の都市機能が集積した安全で利便性の高い生活拠点の形成を目指します。

また、自然や歴史資源など地域の特色を活かした市民に親しまれる空間形成を図ります。

(2)農林漁業の振興とふれあい環境づくり

都市近郊の立地を活かし、地産地消などの消費者ニーズにあった農業・漁業の場として、また交流の場として、農林漁業環境の保全と活用を図ります。

1) 優良農地の保全と活用

都市近郊の立地を活かした収益性の高い農業を推進するため、農業振興施策に基づき、優良農地を計画的に維持・保全するとともに、ため池・水路・農道等をはじめとする農業基盤の整備を進めます。

農業生産を支える農業用水路、ため池等の機能を適正に維持するため、農業・水利関係者をはじめとする市民とともに管理・活用方を検討します。

農業資源を貸し農園や体験農業など交流の場として活用することにより、市民の交流を促進するとともに、農業文化の継承や、農業環境の維持・保全を図ります。



じゃがいもほり体験

2) 樹林地の保全と活用

国定公園や保安林制度を活用し、樹林地と水源の維持・保全を図ります。また、木質バイオマスなど樹林地資源の利活用を図るとともに、動植物とのふれあいや樹林地の間伐体験などを通して市民の交流を促進しつつ、樹林地の持つ多様な機能の維持と保全を図ります。

3) 漁業資源の保全と活用

水源となる樹林地の保全や河川の水質改善などにより、漁場の保全を図ります。また、漁業体験などを通して市民の交流を促進するとともに、加工・販売（第1次・第2次・第3次産業）の連携により、漁業の活性化を図ります。

(3)地域資源を活かした観光と交流の環境づくり

国を越えて、また市内外から多くの人々が訪れ、また市民が地域資源に愛着を持って親しみ、交流することで地域経済への波及効果をもたらすことが期待されます。

そのため、観光振興や文化・スポーツ振興施策などとの一体的な施策展開のもと、本市の自然や歴史、文化・スポーツなどの地域資源の活用による観光と交流の環境づくりを進めます。

1) 歴史・伝統資源の保全と活用



久米田寺

岸和田城や五風荘、紀州街道沿いに代表される城下町のまちなみ、久米田池・久米田寺、摩湯山古墳等の古墳、また積川神社をはじめ市内に点在する寺社仏閣など、本市には多くの歴史・伝統資源があります。市民が郷土の歴史・伝統、四季折々の生活文化に親しみ、岸和田に誇りと愛着を持ってこれらを保全・活用し、歩きたくなる空間と回遊性づくりを行うことにより、観光・交流を促進します。

2) 自然・スポーツ・文化資源の活用

和泉葛城山、神於山、牛滝川・春木川・津田川水系を中心とした資源を、市民が四季折々の自然

に親しみ、岸和田に誇りと愛着を持ってこれらを保全し、また野外活動の場として活用することにより、交流を促進します。

大規模公園・総合体育館をはじめとするスポーツ施設や野外活動施設や文化施設を活かした交流を促進するため、周辺交通網や、神於山・蜻蛉池公園・久米田公園・中央公園をつなぐ緑道の形成を推進します。

地域に応じた公園のあり方を住民とともに検討し、地域の交流の場としての活用を推進します。

岸之浦地区や港緑地区の海辺の環境を活かした緑地・干潟や広場による憩いの空間を形成することにより、交流を促進します。

(4)交流と連携を高める交通網づくり

国を越えて、また市内外から人、物、情報が集まり、行き交うことによって、さまざまな交流や連携を高め、また新たな取組や産業を育成していく上で基礎となる交通網の強化を図ります。

1) 広域的な交通網づくり

国際的・広域的な観点から工業拠点をはじめ市内産業の立地条件を高めるために、関係機関と連携し、岸之浦地区における流通機能の誘導と併せ、海上交通網の形成を図ります。

広域的な観点から商業・観光機能が集積する都市拠点の立地条件を高めていくために、既存の自動車専用道路や鉄道と連携した交通網整備を進めます。また関係機関と連携し、海からのアクセスなど、海辺の立地条件を活かした交通網の形成を図ります。

地域拠点の岸和田丘陵地区や神於山をはじめとする自然資源を中心に、農業や自然を活かした交流を活性化するため、周辺環境に配慮しつつ、既存の幹線道路を活かした交通網整備を進めます。

2) 交流と回遊性を促進する交通網づくり



天神宮通り

市内の交流・連携を高めていくために、広域的な交通網と連携し、東西をつなぐ交通網の整備を進めるとともに、まちの分断と鉄道駅周辺の交通渋滞を解消するため、幹線道路と鉄道の立体交差化を進めます。

拠点へのアクセス性、また地域内の回遊性を高めるため、駅前広場や周辺の歩道整備を推進します。また、自動車・自転車駐車場の適正な確保を推進するとともに、バスやレンタサイクルなどとの連携を高めます。

拠点と地域資源との連携を図り、回遊性を高めるために、案内板の設置など歩きやすさ・わかりやすさ・岸和田らしさづくりなどの工夫を凝らした散策ネットワークの形成を図ります。



春木川緑道

方針図



2-2. 環境にやさしい、みどり豊かなまちづくり

将来にわたって快適な生活環境を維持・形成するため、環境負荷の低減に配慮した暮らしへの転換が求められています。

本市の山から海までの地形が生んだ豊かなみどりと水は、私たちの五感に触れ、やすらぎを与えてくれるとともに、二酸化炭素の吸収や生態系保全といった多様な機能があり、生活空間にとって、また地球環境にとって貴重な資源です。

環境への負荷が少ないまちづくりに向けた取組を進め、この貴重な資源を未来へつなぎ、将来にわたって住み続けたいと思うまちづくりを進めます。

取り組むべき方向性

環境施策との一体的な施策展開のもと、公共交通網の充実や無秩序な市街地拡大の抑制など、環境負荷の低減に配慮した市街地環境の形成を図ります。

また、農林漁業の振興や緑化の推進に関わる施策との一体的な施策展開のもと、山から海までの地形が生んだ豊かな自然の維持・保全を図ります。

【施策体系】

(1) 将来にわたって快適な生活環境の確保

- 1) 公共交通と連携したまちづくり
- 2) 快適で環境負荷の低減に配慮した市街地の整備・更新
- 3) 快適な生活環境の維持
 - ①上水道
 - ②下水道
 - ③河川・水路・ため池
 - ④廃棄物処理施設
 - ⑤火葬場・墓園

(2) 山から海につながる水とみどりの保全と形成

- 1) 樹林地・農地の保全・活用
- 2) 水環境の保全
- 3) 水とみどりのネットワークの形成
- 4) 多様な動植物の生息環境の維持

(1) 将来にわたって快適な生活環境の確保

二酸化炭素などの温室効果ガスの発生や大気汚染など、自動車交通による環境への負荷を低減するため、無秩序な市街地拡大の抑制や公共交通と連携したまちづくりを進めるとともに、市街地の整備・更新にあたっては、環境施策や緑化の推進に関わる施策との一体的な施策展開のもと、環境負荷の低減に配慮した都市基盤整備や施設づくりを目指します。

1) 公共交通と連携したまちづくり

鉄道駅の徒歩圏を中心に、日常生活を支える商業・医療・サービス業機能や居住機能を誘導し、歩いて暮らせる市街地環境を高めます。

鉄道駅から徒歩圏外にある地域では、路線バスとコミュニティバスの連携により、交通の利便性を高めるとともに、バスの利便性が高い地区を中心に、日常生活を支える商業・医療・サービス業機能を誘導するなど、公共交通を活用した暮らしに向けた土地利用を誘導します。

自動車交通量の抑制に向けて、徒歩・自転車・公共交通の利便性の向上を図るとともに、総合的な交通施策を検討します。

2) 快適で環境負荷の低減に配慮した市街地の整備・更新

臨海部に工業・流通業務機能の集積地を形成することにより、企業間の連携を促進するとともに、市街地の良好な住環境の維持・形成を図ります。

無秩序な市街地の拡大を抑制し、農地の保全・活用を図るとともに、産業振興施策との一体的な施策展開のもと農林業・漁業資源を市域内で循環・消費させることにより、第1次産業の活性化と併せ、食料の輸送にかかる燃料や二酸化炭素の排出量の低減を目指します。

広域的交通網と連携した市域内の幹線道路の整備、幹線道路と鉄道の立体交差化や交差点改良等による交通渋滞の改善を図り、自動車交通による環境負荷の低減を目指します。

また、鉄道と幹線道路の立体化事業に併せて環境側道を設置するなど、鉄道沿いの騒音や振動の緩和に配慮します。

ヒートアイランド現象を抑制し、潤いとやすらぎのあるまちづくりを推進するため、建築物の屋上や敷地内の緑化を促進するとともに、河川・ため池、公園・緑地を海から山につなぐなど、風の通り道に配慮した土地利用を誘導します。

公共施設の整備・更新においても、環境施策との一体的な施策展開のもと、敷地内緑化、省エネルギー、水循環に資する設備の導入を検討するなど、環境負荷の低減に配慮した施設づくりに取り組みます。



北中学校

道路・公園の整備・更新にあたっては、水循環に配慮し、保水性・透水性素材の活用に取り組むとともに、ため池を活かした公園整備など、環境にやさしい潤い空間の形成を図ります。

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模な開発事業にあたっては、環境施策と連携のもと、周辺環境の保全を図ります。

3) 快適な生活環境の維持

①上水道

水質向上と安定的な供給に向け、節水意識の啓発及び老朽化した施設の計画的な更新・修繕により、耐震化と長寿命化を進めます。

②下水道

生活雑排水などによる河川や水路などの水質汚濁を防ぐために、下水道の整備・接続を推進します。整備にあたっては、地形など自然的条件や事業費等を踏まえ、適正な事業手法を検討しま

す。また、将来にわたって安定的に機能を維持するため、ポンプ場や老朽管渠の計画的な更新・修繕により、耐震化と長寿命化を進めます。

汚水処理施設については、現在の施設の機能を適正に維持しつつ、広域処理施設との連携により処理量が減少した際には、施設の跡地利用等について適切な対応を市民とともに検討します。

③河川・水路・ため池

都市型水害の発生を抑制するため、河川改修を行うとともに、大規模開発においては雨水調整池などの設置により、雨水流出対策を図ります。

水路・ため池の持つ灌漑網及び雨水排水路・調整池としての機能を踏まえつつ、農業・水利関係者をはじめ、市民とともに管理・活用方策を検討します。

④廃棄物処理施設

市民とともに、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再利用）に取り組むとともに、清掃工場の適正な運営を図ります。また、最終処分されるごみの減量化や、焼却に伴い発生する余熱の利用など資源の有効活用を図ります。

資源リサイクルに対応したその他の処理施設の立地にあたっては、運搬ルートを含めた周辺環境の維持を図るため、工業専用地域を原則とし、関係機関と連携しながら適切な規制・誘導を行います。

悪質で巧妙な不法投棄は、まちの美観を損なうだけでなく、中には有害物質が含まれているものもあり、生態系に悪影響を及ぼす恐れがあります。市民とともに、捨てられない環境づくりを目指します。

⑤火葬場・墓園

市民生活に欠くことのできない重要施設である火葬場や墓園は、周辺環境との調和に配慮しながら施設の維持と充実を図ります。

(2) 山から海につながる水とみどりの保全と形成

和泉葛城山、神於山やその周辺に広がる果樹園、牛滝川・春木川・津田川水系など、水とみどりが織り成す環境を次世代に継承するため、環境施策、農林漁業の振興施策や緑化の推進に関わる施策の一体的な施策展開のもと、これらを維持・保全するとともに、河川を軸にみどりをつなぎ、水とみどりが調和した快適で魅力ある空間形成を目指します。



蜻蛉池公園・神於山

1) 樹林地・農地の保全・活用

和泉葛城山や牛滝の樹林のほか、意賀美神社など自然度の高い植生がみられる樹林地は、水源涵養機能を有するとともに、動植物の生息地であり、また個性ある景観形成の重要な要素です。このため、国定公園、保安林制度の活用や採石・土砂採取等のルールづくり、木質系バイオマスなど樹林地資源の利活用などにより、樹林地と水源の維持・保全を図ります。また、地域住民・市民団体・企業などの参加による里山保全活動や、動植物とのふれあい、樹林地の間伐体験などを通して市民の交流を促進するとともに、樹林地の持つ多様な機能の維持と保全を図ります。

人と自然が深くかわりあい維持・形成されてきた丘陵部の果樹園並びに田畑は、農業振興施策との一体的な施策展開により、優良農地を計画的に維持・保全するとともに、ため池・水路・農道等をはじめとする農業基盤の整備を進めます。また、農業資源を貸し農園や体験農業など交流の場として活用することにより、市民の交流を促進するとともに、農業文化の継承や、農業環境の維持・保全を図ります。

2) 水環境の保全

本市には、神於山を水源として源流から河口まですべての流域が市域内にある春木川をはじめ、和泉葛城山を水源とする牛滝川・津田川などの河川があります。これらの河川を中心に、湧水や伏流水の維持・再生を図るため、水源涵養機能をもつ樹林地などの保全を図ります。

河川やため池などの水辺を適切に保全し、動植物の生息に配慮した水辺環境の回復を目指します。治水対策や公園整備にあたっては、地形や水脈など自然的条件を考慮し、安全性を確保しながら、生態系に配慮した多自然型の河川・ため池づくりや、市民の憩いの場となる親水性の高い水辺空間づくりを進めます。



春木川・轟川

水路・ため池の持つ灌漑網及び雨水排水路・調整池としての機能を踏まえつつ、農業・水利関係者をはじめ、市民とともに管理・活用方策を検討します。

生活雑排水などによる河川や水路の水質汚濁を防ぐために、下水道の整備・接続を推進します。また事業所の排水については、事業者による適正な水質改善を誘導します。これら河川や水路の水質改善により、漁場の保全を図ります。

関係機関と連携し、埋立事業に伴う干潟の再生により、市民の憩いの場、自然とふれあう場となる水辺空間の形成を図ります。

3) 水とみどりのネットワークの形成

神於山から蜻蛉池公園・久米田池・中央公園を經由し、海までつながる春木川緑道の形成をはじめ、牛滝川・津田川水系は動植物の生息地として、また人が水とみどりにふれあう軸として保全・活用を図ります。また、臨海部にみどりを誘導することにより、水とみどりの空間形成を図ります。

街路樹、建築敷地内の緑化及び生産緑地等により、海から山に向かいみどりの密度が高まる本市の市街地環境を維持・形成するとともに、市民の憩いの場、また地域の集いの場として、規模・機能に応じた公園づくりを進め、みどりの帯を市街地内へ広げていきます。

地域に親しまれる公園づくりに向け、地形・植生・遺跡・歴史などの地域の特色を活かしながら、市民参加による計画づくりを進めます。

生活に潤いを与える地域の共有財産として、道路・公園・建築敷地内の緑化を推進します。道路や公園を地域住民に親しまれる空間としていくために、ファミリーロード・公園美化ボランティアなど地域住民や事業者、市民団体による緑化・美化活動を推進します。また地域住民による敷地内緑化のためのルールづくりなどの取組を支援します。

農地を市街地内における貴重なみどりの空間として適正な維持・保全を図ります。農地の持つ多様な機能を期待し、生産緑地制度や農業施策との一体的な施策展開のもと、市民が土とみどりに親しめる農地・農園などの保全と活用を図ります。

4) 多様な動植物の生息環境の維持

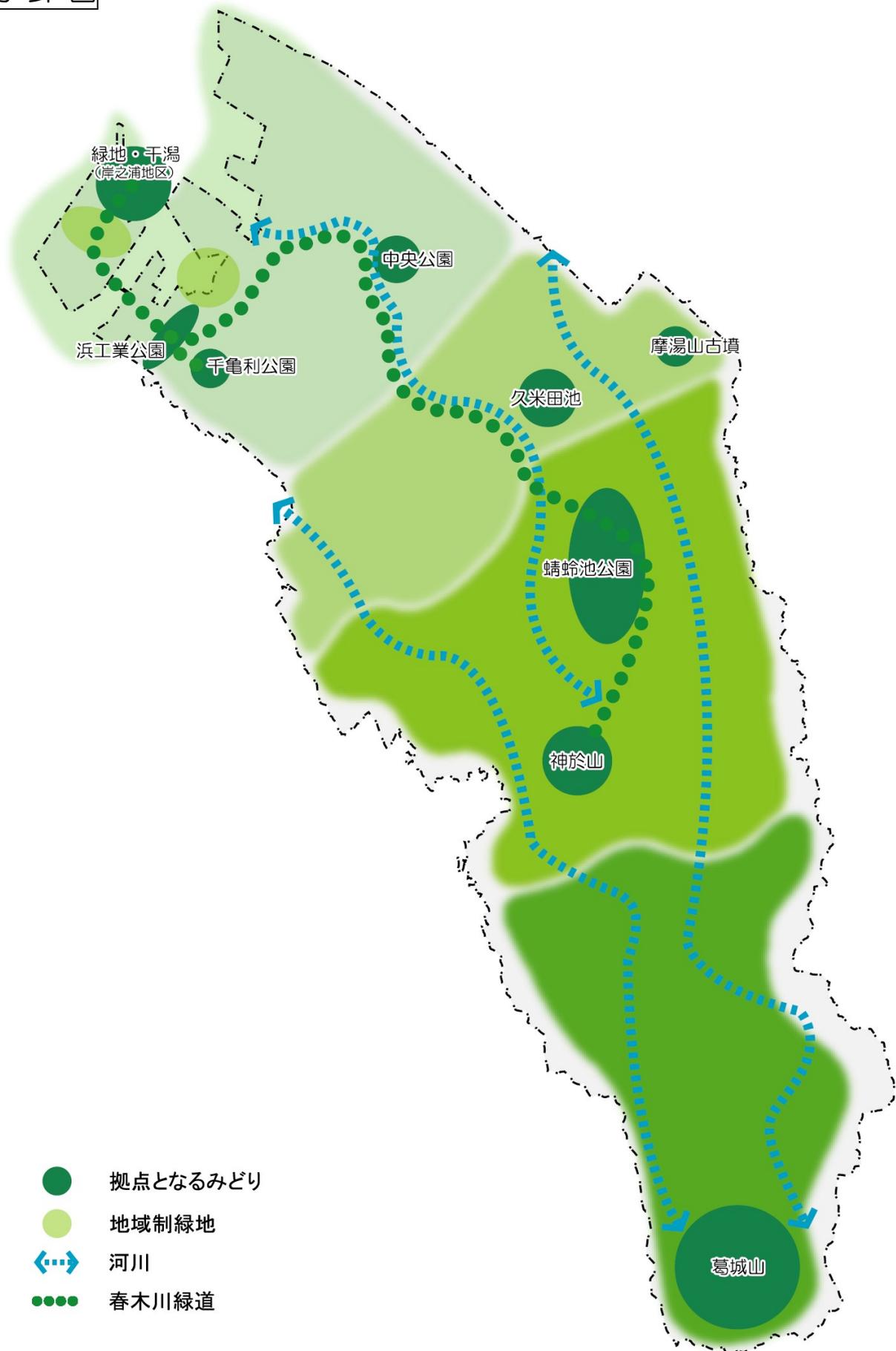
天然記念物のブナ林など貴重な動植物の生息地については、周辺環境を含めた保全を図ります。

樹林地や農地、水辺環境や水質の維持・保全、干潟の再生を図るとともに、公園・緑地・街路樹の整備や建築敷地内緑化の促進により、ビオトープネットワーク*の形成を図り、多様な動物の生息環境の維持創出を目指します。

用語解説 ビオトープネットワーク

ビオトープとは、生物が住んでいる場所のことです。単独のビオトープでは、動物は、十分な生息環境が確保できないため、いろいろなビオトープをつなぎ、ネットワーク化することが必要です。例えば、街の中に小さな公園がひとつだけあっても、鳥は移動できますが、虫や小動物はなかなか移動できません。核となる樹林地を中心に、みどりや水路でつながると動物の生息環境が広がり維持できるのです。

方針図



2-3. 地域で守り育てる景観まちづくり

景観とは、視覚できる要素のみならず、生活から生み出される文化・歴史が醸し出す雰囲気などを含めたものです。このため、景観形成をまちの表情づくりと捉え、将来構想に掲げる目標の実現と併せて取り組むことにより、個性豊かな、住み続けたいと思うまちづくりを進めます。

取り組むべき方向性

景観施策との一体的な施策展開のもと、山から海までの調和のとれた岸和田らしい個性と魅力ある景観形成を目指します。

眺望や地形を活かした自然景観の保全、地形・歴史・文化など地域の特性を活かしたまちなみの誘導、また個性やにぎわいを演出するまちなみの創出などにより、豊かな表情ある空間の形成を進めます。

【施策体系】

(1)景観を構成する有形要素

(2)景観特性を表わす要素

(3)地域特性に応じた景観形成

- 1) 臨海景観区
- 2) 旧市街・歴史景観区
- 3) 沿道型市街地景観区
- 4) 新市街地住宅景観区
- 5) 里の景観区
- 6) 自然緑地景観区

(4)魅力的な景観形成

- 1) 景観軸の設定
- 2) 景観核の設定

(5)景観のまちづくりを支える仕組みの充実

- 1) 市民の景観まちづくり活動の支援
- 2) 景観要素の保全と活用の仕組みづくり

(1)景観を構成する有形要素

- 1) 道路：路面、照明、電柱、柵、サインなど
- 2) 土木構造物：道路橋、鉄道橋、歩道橋、擁壁など
- 3) 建物：建築物（住宅、商業店舗、飲食店、事務所、工場など）、柵塀、植栽など
- 4) 広告物：建築物の看板、広告物など
- 5) 公園・緑道：植栽、広場、遊具、照明など
- 6) 自然：海、河川、ため池、農地、山など

(2)景観特性を表わす要素

1) 自然特性

気候は、温暖で、降雨量が年間を通して比較的少ないのが特徴です。

山から海岸に至るまで変化のある地形を牛滝川・春木川・津田川が流れ、ランドマークとなる山やため池などが存在しています。

2) 歴史特性

摩湯山古墳をはじめとする多くの遺跡、岸和田城周辺の城下町、大正から昭和初期にかけて建てられた近代建築物など、古代から近代までの暮らしの面影など随所に歴史を感じることができます。

3) 生活特性

だんじり祭りをはじめとする四季折々の行事や農業集落に残る水利などを中心とした地域コミュニティが本市の民俗風習を感じさせます。

4) 空間特性

全体としては中低層の建築物が多く、そのなかで自然・歴史・生活特性を背景として、臨海部の港湾・工業地域、平地部の岸和田城や街道を中心としたまちなみ、丘陵部の久米田池や神於山、山間部のブナ林などをはじめ、随所に特徴的な空間を見ることができます。

(3)地域特性に応じた景観形成

本市は、土地利用特性に対応して東西方向に層状に景観のまとまりが展開しています。そこで、これらの景観のまとまりによる地域の特性や個性に応じた景観形成を図ります。

1) 臨海景観区

海岸線から大阪臨海線までの工業・流通機能の集積地は、海辺に接する都市型工業地としてのクリーンな操業空間を形成するとともに、集客機能を有する港緑地区及び岸之浦地区は、海への眺望を大切にしたいにぎわいのある空間の形成を図ります。

2) 旧市街・歴史景観区

大阪臨海線から南海線までの区域は、岸和田のシンボルとして、岸和田城や紀州街道沿道の歴史的まちなみと、駅周辺の新しさが織りなす魅力ある空間の形成を図ります。

3) 沿道型市街地景観区

南海線から JR 阪和線までの区域は、国道 26 号を中心とする沿道型の空間形成を図るとともに、大規模公園や緑道を活かし、住宅と産業が調和した空間形成を図ります。

4) 新市街地住宅景観区

JR 阪和線から東側の市街地の区域は、歴史的遺産やため池など水とみどりと歴史のネットワーク



紀州街道

を形成し、自然や歴史と調和した良好な住空間と、駅周辺のにぎわいある空間の形成を図ります。

5) 里の景観区

旧国道 170 号までの区域は、蜻蛉池公園や神於山を核とし、史跡や集落、地形・植生、また山並みと一体となった農村風景など、生活と自然が織りなす空間の保全を図ります。

6) 自然緑地景観区

旧国道 170 号以南の区域は、和泉葛城山を中心とし、四季を通して豊かな自然を感じられる空間の保全を図ります。



塔原町

(4)魅力的な景観形成

景観施策と連携しながら軸や核となる空間を設定し、屋外広告物の規制や無電柱化などによる景観阻害要因の改善、自然や歴史などを活かした空間づくりや周辺のまちなみと調和した道路・公園・公共施設の整備など、本市の個性や魅力を創出する景観形成を図ります。

1) 景観軸の設定

まちは、地形を基に形成されることから、その軸となる河川や道路を景観軸として捉え、景観のまとまりと関連づけながら、魅力的な景観を形成します。

2) 景観核の設定

歴史・文化を感じる空間、地形を活かした自然豊かな空間、にぎわいのある空間など、景観形成を進める上で核となる空間を設定し、景観のまとまりと関連づけながら、魅力的な景観の保全・形成を目指します。

(5)景観のまちづくりを支える仕組みの充実

景観のまちづくりを支える多様な人材又は団体の育成や、地域の特性や個性である自然、歴史・文化資源の保全・活用に取り組む市民活動を支援します。

1) 市民の景観まちづくり活動の支援

市民の主体的な景観まちづくり活動を活性化するため、景観に対する意識の高揚に努めるとともに、地域住民によるまちなみ保全・形成活動を支援します。

将来の景観形成につながるよう、子どもたちが岸和田の自然・歴史・生活特性や空間特性を身近に感じる取組を支援します。

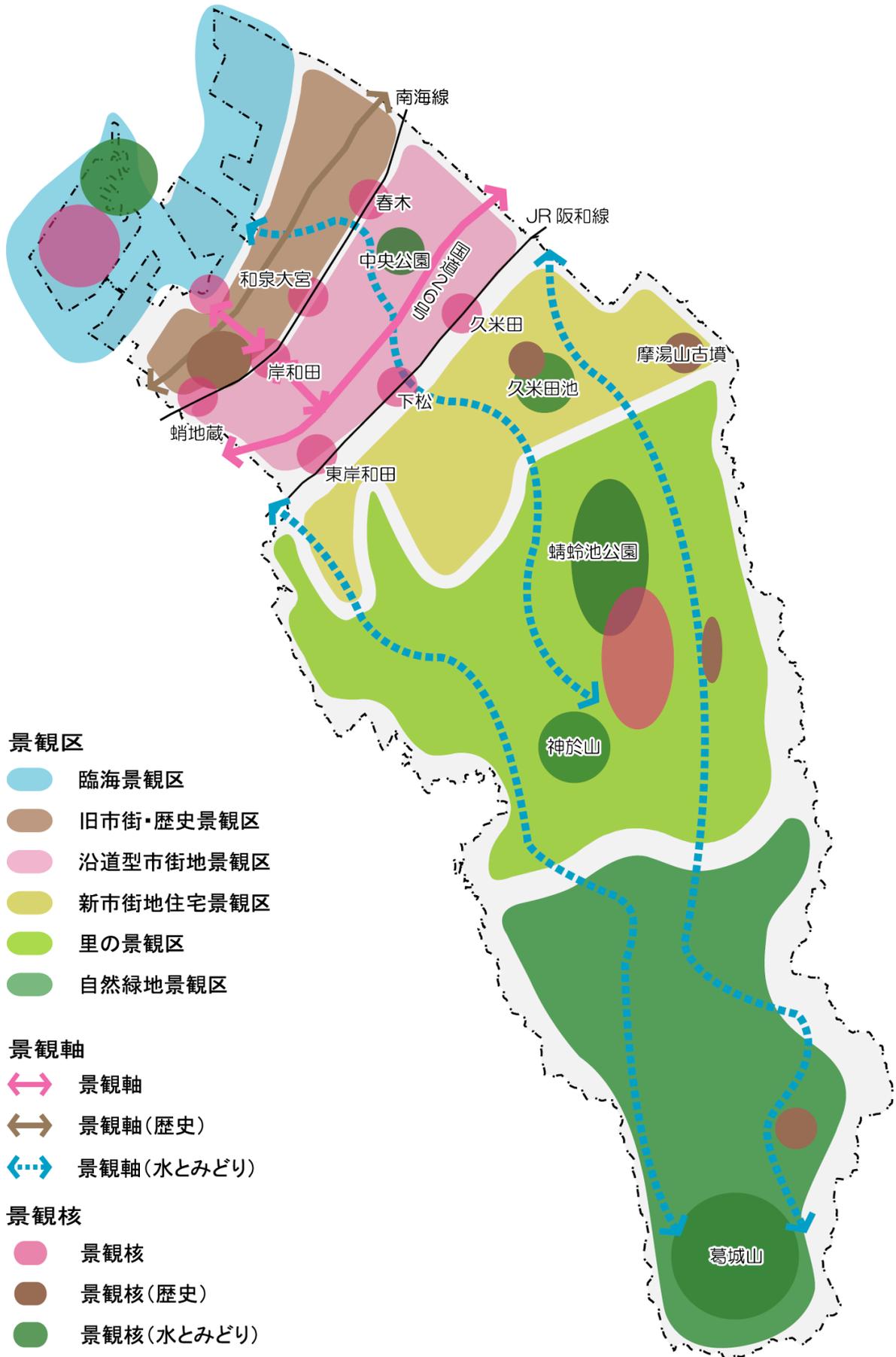
2) 景観要素の保全と活用の仕組みづくり

優れた自然の風景や歴史・文化資源を保全・活用するため、地域のまちづくり活動と連携しながら、地区計画などの都市計画法の活用や景観法に基づく制度等の適用を検討し、魅力的な景観づくりを進めます。



本町 板塀修景

方針図



2-4.災害に強いまちづくり

市民が安心して住み、社会・経済活動が行えるよう、地震や火災、風水害、土砂災害などの災害が起こった際に被害を最小限に抑えられるまちづくりを進めます。

取り組むべき方向性

「地域防災計画」や「住宅・建築物耐震改修促進計画」と連携しながら、災害が起こったときに、大きな被害にならないよう防災性の向上に取り組むとともに、迅速かつ的確な応急・復旧活動が可能な機能を備えたまちづくりを進めます。

● 都市基盤の適正な配置と防災性の向上

燃えにくい、壊れにくい、避難路・避難場所・避難所が確実に確保されるなど、災害に強いまちづくりを進めます。

● 自然への配慮

自然の持つ多様な機能に配慮し、地層、地盤、水脈、風向等土地のもつ自然条件を把握した上で、土地利用を慎重に行います。

● 自助・共助・公助の連携*

災害の被害を最小限に抑えるために、自助・共助・公助それぞれが災害対応力を高め、そして連携することにより、災害に強いまちづくりを進めます。

用語解説 自助・共助・公助の連携

地震の場合、揺れのなかで自分や家族を守るのは、自助の力です。
自分ひとりでは対応できない状況になったとき、頼ることができるのは、共助です。それは同時に、自分が可能ならば共助に参加する意識が前提となります。
そして、公助とともに、状況を安定させ、復旧・復興へと向かいます。公助が活動を始めても、その援助の手が、円滑に一人ひとりのもとに届くためには、共助との連携が不可欠です。
こうした連携が、地域そして自分の被害を最小限に抑え、早期に復旧・復興するために必要なことです。
P29「用語解説 自助・共助・公助」を併せてご覧下さい。

【施策体系】

(1)防災性の向上

- 1) 火災・震災に強いまちづくり
- 2) 風水害・土砂災害に強いまちづくり

(2)防災機能の充実

- 1) 災害時に備えた機能の充実
- 2) 緊急時の情報共有体制の充実

(3)防災まちづくり意識の高揚

- 1) 防災まちづくり意識の高揚
- 2) 防災を支える地域コミュニティの形成

本計画では、小規模な災害に対する被害を防ぎ、大規模な災害が起こった際には被害を最小限に抑えるまちづくりを「災害に強いまちづくり」とし、そのために求められる機能等を「防災性・防災機能」と表現します。

近年、災害時において発生し得る被害を最小化するための取組について「減災」という言葉が使われるようになりました。しかし一般的には、その被害を最小化する取組が、防災訓練や自主防災組織と表現されています。

このため、本計画では「防災」には被害を防ぐだけでなく、被害を最小限に抑えるという考え方が含まれることを踏まえつつ、「防災性・防災機能」と表現します。

(1)防災性の向上

災害発生時の被害を最小限に抑えられ、災害発生直後、避難が円滑に行えるまちを目指し、道路や公園の整備や建築物の不燃化・耐震化を促進します。

1) 火災・震災に強いまちづくり

避難しやすく、燃え広がりにくい市街地を形成するため、広幅員道路の整備、公園や農地などのオープンスペースの確保、建築物の耐震化・不燃化により延焼遮断帯の形成を図ります。

建築物の耐震性や燃えやすさに対する調査を行い、情報を公開するとともに、面的な耐震化・不燃化に向け、建築物の耐震診断や耐震補強などの誘導を進めます。

密集した市街地の更新が進む地域は、道路後退*や住民主体の共同・協調建替え*による狭あい道路の改善等を支援し、消防活動困難区域の解消と避難路・避難空間の確保を図ります。

緊急時に避難路機能を確実に確保するため、違法駐車*の減少にむけ、駐車場の適正な確保や啓発を進めます。

道路や橋梁などの交通施設、上下水道の計画的な更新や耐震性の向上を進めます。

河川・ため池については、自然的条件や環境面に配慮しつつ、震災などの災害対策を進めます。

用語解説 道路後退

建築基準法では、避難及び通行の安全性を確保するため、狭あい道路（幅員 4m未済で特定行政庁が指定した道路）に面した敷地に建物を建てる際に、道路中心から 2mまでの部分を後退することが規定されています。これにより、建て替えの進行とともに、幅員 4mの道路ができることを法的に期待しています。

用語解説 共同建替え・協調建替え

複数の権利者が共同して複数の敷地をまとめ、1つの建物に建替えることを「共同建替え」といいます。また、複数の敷地において複数の権利者がそれぞれ個別に建替える際に、お互いの建物のデザインを統一したり、敷地利用を一体化して相互に利用できる空間を造ったりすることを「協調建替え」といいます。

2) 風水害・土砂災害に強いまちづくり

台風や都市型水害による被害を軽減するため、樹林地・農地・緑地・公園の保全・形成による保水・透水機能を保持するとともに、河川改修や雨水排水幹線の整備、雨水調整池の設置を進めます。

また、市民の協力のもと、河川・水路・ため池の適正な管理による流水機能の維持を図ります。

局地的な集中豪雨等に備え、裸地や急傾斜地など危険箇所の調査を行い、情報を公開するとともに、状況に応じた適切な対策を進めます。

事業や開発の実施にあたっては、新たな危険箇所が生じないように、地層、地盤、水脈等の自然的条件を考慮し、適切な対策を講じます。

津波・高潮に備え、関係機関と連携のもと防潮堤や水門などの適正な維持・管理を図ります。

(2)防災機能の充実

地域防災計画及び関係機関と連携しながら、災害が発生した際に、応急・復旧活動を迅速かつ的確に行うための施設管理や整備を図ります。

1) 災害時に備えた機能の充実

災害発生後、緊急に必要な各種物資を輸送するための交通、輸送ルートと食料等の配給拠点、地域の情報提供の場など復旧拠点として活用可能な空を適正に配置します。

緊急輸送ルートとして、海上・陸上輸送体制の充実を図るとともに、緊急時にヘリコプターによる物資輸送や傷病者の搬送が円滑に行われるように、緊急着陸場等の確保を行います。

学校や公民館を利用して、避難場所を適正に配置するとともに、公園などのオープンスペースと機能を分担・連携することにより、円滑な応急復旧活動を目指します。そのため、学校など避難場



浜小学校耐震改修

所となる施設の耐震化を推進するとともに、防災機能を備えた公園整備を図ります。

災害時には、消防水利や生活水の確保、汚物の処理などが課題となります。このため、防火水槽の充実と併せ、ため池・水路・井戸の機能を見直し活用を推進するなど、非常時対応を考慮した施設の整備・運営を進めるとともに、点検・改修など適正な管理を行います。

災害時に防災中枢機能を担う施設については、岸和田市住宅・建築物耐震改修促進計画と連携のもと、計画的な耐震化を推進します。

2) 緊急時の情報共有体制の充実

震災・土砂災害・津波・高潮などの緊急情報が行政から地域へ、地域から市民に円滑に伝わるよう、防災無線などのシステムの整備を進めます。

円滑な復旧・復興活動を図るため、市民から行政への被害情報等の伝達体制の明確化、行政機関（府・市・消防署・警察署・上下水道等）と関係事業者（電気・通信・ガス等）との連携体制の充実、また他の自治体や関係団体との応援体制の充実を図ります。

流出すると周辺環境に影響を及ぼす物質や薬品等を取り扱う事業所については、周辺地域や行政機関、関係事業者との緊急時の連絡・連携体制づくりを促進します。

(3)防災まちづくり意識の高揚

地域防災計画及び関係施策との連携のもと、地域での救助活動、復旧活動や円滑で効率的な復興まちづくりが進められるように、防災まちづくり意識を高める取組を推進します。

1) 防災まちづくり意識の高揚

災害が発生した際の自助・共助*の大切さを十分認識し、災害に備えることが大切です。日頃の備えの大切さや道路・公園・河川などの施設が災害時に果たす役割への理解を広め、防災を意識したまちづくりにつながるよう、市民への情報発信を進めます。

また、家具の転倒による被害を抑え、屋外への安全な避難を確保するためにも、家具固定や家具配置の重要性などについて普及・啓発を図ります。

2) 防災を支える地域コミュニティの形成

災害に強いまちづくりには、日常から地域の連帯感を育むとともに、地域ぐるみの防災意識の醸成が不可欠です。このため地域防災計画のもと、以下のような取組を支援・促進します。

- ・自主防災組織などの各地域における自主的な防災体制の確立
- ・災害発生時に、単身高齢世帯などの災害時要援護者への援助が地域で行われるよう、ボランティア活動等と連携
- ・災害時の情報提供や、生活必需品の調達・輸送などの提供について事業者と協定



大芝校区防災訓練

用語解説 自助・共助・公助

自助：自分の身は自分で守ることを「自助」といいます。

例えば地震の場合、震災に備え自宅を安全な空間にすることや、また揺れが収まったとき、目の前の火災を最も早く消すのも、けがをした家族の手当てを行うのも自分です。自分の手で自分・家族・財産を守る備えと行動が大切です。

共助：隣近所で助け合うことを「共助」といいます。

「自分達の地域は、自分達で守る」これが地域を守る最も効果的な方法で、自分を守ることにもつながります。地震の揺れが収まり、自宅が無事でも、隣から出た火を放っておけば燃えてしまうかもしれません。阪神淡路大震災では、倒壊家屋から救助された人の約4分の3は地域の住民に救助されています。こうした隣近所と協力して、地域を守る備えと行動が大切です。

公助：行政機関（府・市・消防署・警察署等）が助けてくれることを「公助」といいます。
市をはじめとする行政機関が復旧・復興活動を支援します。

2-5.人にやさしいまちづくり

市民がまちに愛着を持って住み続けるために、誰もが社会活動や地域活動に参加し、多彩に活躍できるまちづくりを進めます。

取り組むべき方向性

「障害のある人もない人も、高齢者も子どもも、互いに尊重し、支え合いながら、地域でいきいきと明るく豊かにくらしていける社会」の実現に向け、福祉施策等との一体的な施策展開のもと、誰もが活動しやすい都市空間の形成を目指すとともに、地域コミュニティを中心としたまちづくりを推進します。

【施策体系】

(1)誰もが活動しやすいまちづくり

- 1) 鉄道交通サービスの充実
- 2) バス交通サービスの充実
- 3) 公共交通と連携したまちづくり
- 4) 安心して暮らせるまちづくり
- 5) 誰もが利用しやすい施設の整備
- 6) ユニバーサルデザインに配慮した住宅の供給

(2)地域で集うまちづくり

- 1) 既存建物の有効活用
- 2) 地域の公園・散策路の充実
- 3) 子どもたちが自然や歴史、スポーツや文化にふれあえる場の充実

用語解説 道路後退

建築基準法では、避難及び通行の安全性を確保するため、狭あい道路（幅員 4m未滿で特定行政庁が指定した道路）に面した敷地に建物を建てる際に、道路中心から 2mまでの部分を後退することが規定されています。これにより、建て替えの進行とともに、幅員 4mの道路ができることを法的に期待しています。

用語解説 共同建替え・協調建替え

複数の権利者が共同して複数の敷地をまとめ、1つの建物に建替えることを「共同建替え」といいます。また、複数の敷地において複数の権利者がそれぞれ個別に建替える際に、お互いの建物のデザインを統一したり、敷地利用を一体化して相互に利用できる空間を造ったりすることを「協調建替え」といいます。

(1)誰もが活動しやすいまちづくり

日常生活をおくる上で誰もが安全に活動しやすいまちを目指し、公共交通の充実を図るとともに、公共交通と連携したまちづくりを進めます。

また、公共施設をはじめ不特定多数の人が利用する施設については、誰もが利用しやすい施設づくりを進めるとともに、市民に最も身近な空間である住宅においても、高齢者や障害者の活動しやすさに配慮した住宅の供給を促進します。

1) 鉄道交通サービスの充実

鉄道は、通勤・通学をはじめとする市内外の交通動脈として、関係機関との連携のもと、利便性の充実を図ります。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、交通結節点である鉄道駅を中心に、関係機関との連携のもと、誰もが移動しやすい環境づくりを推進します。また、移動の妨げになる違法駐車・路上駐輪をなくすため、啓発や駐車場・駐輪場の確保を推進します。

鉄道と幹線道路の立体交差化によって、まちの分断を解消するとともに、踏切除去による安全な通行空間の確保を目指します。

2) バス交通サービスの充実

鉄道駅・公共施設・集客施設等を結ぶなど、バスサービスを高める上で効果的な運行計画に再編・整備を行うなど、関係機関との連携のもと利便性の向上を図ります。

幹線道路の整備、鉄道と幹線道路の立体交差化などにより、バスの定時性の向上を図ります。

子どもや高齢者、障害者が利用しやすいコミュニティバスを目指し、充実を図ります。



地域巡回ローズバス

3) 公共交通と連携したまちづくり

鉄道駅の徒歩圏を中心に、日常生活を支える商業・医療・サービス業機能や居住機能を誘導し、歩いて暮らせる市街地環境を高めます。

鉄道駅から徒歩圏外にある地域では、路線バスとコミュニティバスの連携により、交通の利便性を高めるとともに、バスの利便性が高い地区を中心に、日常生活を支える商業・医療・サービス業機能を誘導するなど、公共交通を活用した暮らしに向けた土地利用を図ります。

4) 安心して暮らせるまちづくり

幹線道路を適正に配置することにより、住宅地内の通過交通を減少させ、安全な住環境の維持・形成を図ります。また幹線道路においては、街路樹による木陰の形成など通行者にやさしい空間づくりを進めます。

公共施設周辺や通学路となっている道路を中心に、歩道の設置や段差の解消を図ることにより、安心して快適に移動できるまちづくりを進めます。

交通事故防止のため、カーブミラーや注意看板などの交通安全施設の整備・充実や交差点の改良を進めます。

幹線道路の整備、鉄道と幹線道路の立体交差化などにより、緊急時活動範囲の拡大を目指します。

安全で利便性の高い生活環境を維持するため、市民の協力のもと既設の道路・公園の点検・改良を進めるとともに、予防保全的に修繕を行うことにより施設の長寿命化を図ります。また地域と連携のもと照度や見通しの確保など、防犯に配慮した道路や公園、駐車場の普及を進めます。

密集した市街地において建替えが進む地域は、道路後退*や住民主体の共同・協調建替え*による狭あい道路の改善等を支援し、安全で利便性の高い生活環境の創出を図ります。

5) 誰もが利用しやすい施設の整備

「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき、公共施設をはじめ不特定多数の人が利用する施設について、事業者との連携・協力のもと、バリアフリー化を促進します。

主要な鉄道駅や、鉄道駅周辺の公共公益施設など日常生活において利用する主要な施設へのアクセスルートについて、「岸和田市交通バリアフリー基本構想」に基づき、安全で移動しやすい空間づくりを進めます。

6) ユニバーサルデザインに配慮した住宅の供給

市営住宅をはじめとする公的住宅においては、老朽化した建築物を計画的に建替え、改修するなかで、高齢者や障害者、また子育て世帯が暮らしやすい設備やサービスなど、ユニバーサルデザインの考え方を採り入れていきます。

また、福祉及び住宅供給施策との一体的な施策展開のもと、岸和田駅・東岸和田駅周辺を中心に、地域福祉を考慮した快適なまちなか居住の形成を目指します。

(2)地域で集うまちづくり

複雑化・多様化する社会において、生活の場である地域とのつながりが希薄になりつつあります。そこで生涯学習などの施策と連携し、地域で集うまちづくりを目指します。

既存建物や地域の公園等を活用し、世代を越えて交流できる場を形成するとともに、子どもたちが郷土に愛着を感じるよう、地域がもつ多様な自然や歴史・文化などにふれあいながら成長する環境づくりを目指します。

1) 既存建物の有効活用

既存の公共建築物やその敷地を利活用し、子ども、子育て世代、高齢者、障害者をはじめ誰もが世代を越えて交流できる場づくりを目指します。

2) 地域の公園・散策路の充実

既存の公園などの公共施設を利活用し、地域で集い、交流できる場づくりを目指します。

住環境の整備と連動して、地域の交流の場であり、また休息の場となるポケットパークの設置を推進します。

地域の公園については、規模や設置目的を踏まえながら、地域に親しまれる公園づくりに向け、地形・植生・遺跡・歴史などの地域の特色を活かしながら、市民参加による計画づくりを進めます。

岸和田城やく米田池周辺、春木川緑道に代表される散策路を人と人との交流が育まれる空間として維持・形成を進めます。

ファミリーロード・公園美化ボランティアなどにより、道路や公園の美化、植樹・育樹を地域で行うことにより、地域への愛着とコミュニティの活性化を促進します。

3) 子どもたちが自然や歴史、スポーツや文化にふれあえる場の充実

地形・植生・遺跡・歴史などの地域の特色を活かした公園整備など交流やふれあいの場づくりを進め、子どもたちが自然やスポーツに親しみながら成長できる環境づくりを目指します。

市内の自然や歴史・文化資源などを活用した学習、福祉施設や事業所と連携した体験学習、地域の行事への参加など、地域に根ざした活動を通して、子どもたちが身近に自然や歴史・文化を感じられるまちづくりを目指します。



ときわ公園